

○補助金等の交付の手續等に関する規則

昭和35年5月16日

規則第19号

改正 昭和41年11月11日規則第51号 昭和55年10月2日規則第34号

平成3年2月4日規則第2号 平成7年3月31日規則第12号

平成15年3月31日規則第27号

(目的)

第1条 この規則は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行等に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付等の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、「補助金等」とは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第15条第2項に定める歳出予算に係る節の区分に基づく節のうち、負担金、補助及び交付金をもって、市が市以外の者に対して交付する次に掲げる給付金をいう。

(1) 補助金

(2) 負担金又は交付金で相当の反対給付を受けないもの

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

(事務担当職員の責務)

第3条 補助金等に係る事務の担当職員は、補助金等が、市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、公正かつ効率的な事務の執行に努めなければならない。

2 補助金等に係る事務の担当職員は、補助金等の交付に関する一切の事務を不当に遅延させ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度を超えて、不当に補助事業者等に対し、干渉してはならない。

(適用範囲)

第4条 補助金等に関しては、次に掲げるものを除くほか、この規則に定めるところによる。

(1) 法令の定めにより義務的に支出するもの

(2) 八王子市条例又は他の八王子市規則に特別の定めのあるもの

(3) その他市長が別に定めるもの

(要綱等の制定)

第5条 補助金等の交付に当たっては、市長は次に掲げる事項を規定した要綱等を定めなければならない。

- (1) 交付の目的
- (2) 交付の対象者、対象事業又は対象経費
- (3) 交付の額又は率及びその算定方法
- (4) 交付申請書、交付決定通知書、実績報告書及び確定通知書の様式
- (5) その他必要と認める事項

(交付申請)

第6条 補助金等の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に交付の対象事業又は対象経費に関する事業計画書、予算書、収支計画書その他必要な書類を添えて、所定の期日までに市長に提出するものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び所在地）
- (2) 補助事業等の名称、目的、内容及び効果
- (3) 補助事業等に要する経費並びにその財源内訳及び使用方法
- (4) 補助事業等の着手及び完了の予定日
- (5) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 補助事業等の目的及び内容により、市長が特に認めた場合は、前項に規定する申請書に記載すべき事項の一部又は添付する書類の全部若しくは一部を省略することができる。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による補助金等の交付の申請を受けたときは、補助事業等の目的及び内容が適正であり、かつ、効果が期待できるか、金額の算定に誤りがないか等について、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

2 前項の規定による審査等の結果、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の決定をし、申請者にその旨を通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、前条の規定による交付の決定に際し、補助金等に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、条件を付するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容及び通知に付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも補助金等を他の用

途へ使用してはならない。

- 2 補助金等に係る予算の執行の適正を図るため、補助事業者等は、補助事業等に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要があると認めたときは、それらの資料を提示し、又はその内容を報告しなければならない。
- 3 補助事業者等は、前項に規定する資料を、補助事業等の完了後5年間保存しなければならない。
- 4 補助事業者等は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

(内容変更等の承認)

第10条 補助事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長にその旨を申請し、市長の承認を得なければならない。

- (1) 補助事業等の内容又は経費の配分を変更しようとするとき(軽微なものを除く。)
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

(事故報告等)

第11条 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由等を市長に報告し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、1月以内に次に掲げる事項を記載した実績報告書に事業報告書及び決算又は収支精算書その他必要な書類を添え、市長に報告しなければならない。第10条第2号の規定により廃止の承認をした場合も、また同様とする。

- (1) 補助事業等の成果
- (2) 補助金等の交付決定額、補助金等受領済額及び補助金等使用額並びに交付の対象事業又は対象経費に係る支出額及びその財源内訳
- (3) その他市長が必要と認める事項

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めたときは、報告期限を1月間に限って延期することができる。

(補助金等の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて行う実態調査等によりその報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の

決定の内容及び通知に付した条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者等にその旨を通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 市長は、前条の規定による審査又は調査等の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及び通知に付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等について、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第12条の規定は、前項の命令により補助事業者等が必要な措置をした場合について準用する。この場合において、同条中「1月以内に」とあるのは「直ちに」と読み替えるものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金等の交付の決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかつたとき。

(4) 前3号のほか、この規則及び他の法令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 第7条第2項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合に準用する。

(補助金等の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合又は第13条の規定により補助金等の額を確定した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分又は確定額を超える補助金等に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(手続の省略)

第17条 補助事業等が終了した結果に基づき定率若しくは定額をもつて補助金等を交付する場合又は市長が特に認めた場合には、第12条又は第13条の規定による手続を省略することができる。この場合において、第5条第4号に掲げる様式のうち、実績報告書及び確定通知書を省略することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年11月11日規則第51号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の補助金等の予算の執行に関する規則（以下「新規則」という。）第5条から第9条までの規定及び第1号様式から第4号様式までについては、昭和42年度の補助金等から適用する。
- 2 新規則第5条第1項の規定にかかわらず、昭和42年度の補助金等の要望書の提出期限については、なお1月間延期することができる。

附 則（昭和55年10月2日規則第34号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和55年10月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にしたこの規則による改正前の補助金等の予算の執行に関する規則の規定による補助金等の交付の申請及び決定は、この規則による改正後の補助金等の交付の手續等に関する規則の規定に基づいてしたものとみなす。

（八王子市支出負担行為手續規則の一部改正）

- 3 八王子市支出負担行為手續規則（昭和39年八王子市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

19 負担金補助及び交付金	指令をするとき (請求のあったとき)	指令金額 (請求のあった額)	指令書の写 内訳書の写 (請求書)	指令を要しないものは括弧書によることができる
---------------	-----------------------	-------------------	-------------------------	------------------------

」を「

19 負担金補助及び交付金	交付決定をするとき (請求のあったとき)	交付決定額 (請求のあった額)	交付決定通知書の写 内訳書の写 (請求書)	交付決定を要しないものは括弧書によることができる
---------------	-------------------------	--------------------	-----------------------------	--------------------------

」に改める。

別表第2中「

26 負担金補助及び交付金	指令をするとき	指令金額 (請求のあった額)	指令書の写 内訳書の写	指令を要しないものは括弧書によること
---------------	---------	-------------------	----------------	--------------------

	(請求のあつたとき)	た額)	(請求書)	ができる。
--	------------	-----	-------	-------

」を「

26 負担金補助及び交付金	交付決定をするとき (請求のあつたとき)	交付決定額 (請求のあつた額)	交付決定通知書の写 内訳書の写 (請求書)	交付決定を要しないものは括弧書によることができる。
---------------	-------------------------	--------------------	-----------------------------	---------------------------

」に改める。

附 則 (平成3年2月4日規則第2号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にあるこの規則による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成7年3月31日規則第12号)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現にあるこの規則による改正前の補助金等の交付の手續等に関する規則第1号様式、第3号様式及び第6号様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成15年3月31日規則第27号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。